

こども・若者の意見を聴き
その意見を政策に反映するとは・・・？

こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

自治体首長・地方議会議長宛て大臣書簡

各地方公共団体において、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただくため、令和5年11月17日に、**地方公共団体の首長及び地方議会の議長宛てに、加藤鮎子大臣から書簡を発出。**

【ポイント】

- こども・若者等が本音で意見を言える場をつくり、その声を施策に反映することが大切であること
- 国はもとより、こども施策の実施に中心的な役割を担う地方公共団体において、しっかり取組が進められることが重要であること

併せて、こども家庭庁長官からの通知(次頁)も発出。

拝啓

貴職におかれましては、こども施策の推進について、平素より格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年4月に施行されたこども基本法は、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何が最もよいことを優先して考慮されることを基本理念としています。そして、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に当たり、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。これは、都道府県議会や市区町村議会において、こども施策の策定等を行う場合も同様です。

私自身、こどもや若者と直接意見交換したり、こどもや若者が政策について話し合い、意見を表明する場を拝見する中で、本音で意見を言える場づくりが大切であると感じています。国においてもしっかり取組を進めてまいりますが、こども施策の実施に当たり中心的な役割を担っている地方公共団体においても、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映する取組を継続的に行っていただくことが「こどもまんなか社会」を実現していく上で大変重要であると考えています。

このたび、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者の意見を政策に反映させるための具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体における先進事例、国における取組などをお示しし、今後の取組の参考としていただけるよう通知を発出しました。また、地方公共団体における好事例の創出と横展開を図るための新たな事業を今月から始めることとしています。

これまでおとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、私ども力を尽くしてまいりますので、貴職におかれましては、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただきますよう、心からお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

令和5年11月17日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤鮎子

都道府県知事 殿
市区町村長 殿
都道府県議会議長 殿
市区町村議会議長 殿

こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

自治体首長宛てこども家庭庁長官通知

こ総政第 256 号
令和 5 年 11 月 17 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

こども家庭庁長官

こども基本法に基づくこども・若者、子育て当事者の意見反映について（通知）

平素より、こども施策の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法（令和 4 年法律第 77 号、以下「法」という。）では、第 3 条において、基本理念として、年齢や発達に応じてこどもの意見を表明する機会の確保（第 3 号）や年齢や発達に応じてこどもの意見の尊重（第 4 号）が掲げられるとともに、第 11 条において、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられています。

地方公共団体とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定される普通地方公共団体及び特別地方公共団体として、議会、委員会、附属機関を含むものです。

別添のとおり、こども家庭庁においては、こども・若者意見反映推進事業（通称：「こども若者★いけんぷらす」）を始めとした取組を実施しているところ、地方公共団体におかれましても、こども・若者の意見を政策に反映させるための具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体における先進事例等を参考に、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置が講じられるように、本通知の内容を、議会や教育委員会を始めとする委員会を含め周知いただきますようお願いいたします。

併せて、各都道府県におかれましては、城内の市区町村（指定都市を除く。）において、議会や教育委員会を始めとする委員会を含め、本通知の内容が周知されるよう御配慮願います。

加藤大臣書簡と併せて、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者、子育て当事者等の意見をこども施策に反映させるための国における取組を周知し、地方公共団体における取組を推進できるようこども家庭庁長官名で、各都道府県知事及び指定都市市長宛に通知を发出。（域内市区町村への周知も依頼。）

【通知内容】

- こども・若者の意見の政策への反映に関する意義や取組のポイント
- 先進的な取組を行っている16の地方公共団体の取組
- 「こども若者★いけんぷらす」における取組
- こども大綱の策定に向けて、「こども若者★いけんぷらす」を活用するなどして、こども・若者、子育て当事者等から意見を聴いた取組

こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

こども・若者の意見を聴くということ

- こどもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体。
- こどもや若者を「将来を担う」というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」として捉え、その意見を聴きながらともに社会を創るパートナーなのだという意識をもつ。

こども・若者の意見反映の意義

こどもや若者の意見を聴くことで、

- ① こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、**施策がより実効性のあるものになる。**
- ② こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、**自分たちの声によって自らの生活や社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。**

こうした取組を社会に広く発信することで、こども・若者に意見を聴く意義や重要性への理解が広がる。

意見形成支援と意見を聴く文化の醸成

- 意見をすぐに表明できるこども・若者ばかりではない。**家庭や学校、地域で日常的に意見を言い合える機会や、幼少期から意見を聴いてもらえる環境が重要。**
- **「意見や気持ちを言っていていい、表現していい」という啓発や雰囲気づくり、自身の権利について学ぶ機会が求められる。**

「意見」とは

- 児童の権利に関する条約は、第12条で、「意見を聴かれる権利」を定めているが、その「意見」は、原文(英語)では「**view(s)**」。
- **言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要**

(意見を聴かれる権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号)

こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

こども施策に対する意見反映はこども家庭庁だけが行うものではありません

「こども施策」は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなり、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

例えば…

- 中高生が行きやすい勉強したり何もしなくても過ごせる場所がほしい
- 学校のタブレットがICT教室に保管されてしまっていて、全然使えない
- いつも遊びに行く自然教室がある山の中に道路が作られ自然が破壊されてしまう

困難を抱えたこどもを含むあらゆるすべてのこどもたちは、自身に関連する、あるいはこどもに関わるすべてのことからの当事者です。

こどもたちは当事者として、意見を聴かれる権利があります。

こどもたちは、年齢や能力にふさわしい形で自分の意見を表明することができます。

大人は、こどもに関わりのあることについて、わかりやすく情報を伝え、意見を聴き、その意見を尊重することが求められます。大人側が、こどもの意見を聴くためのスキルや知識を身に付けていくことが重要です。

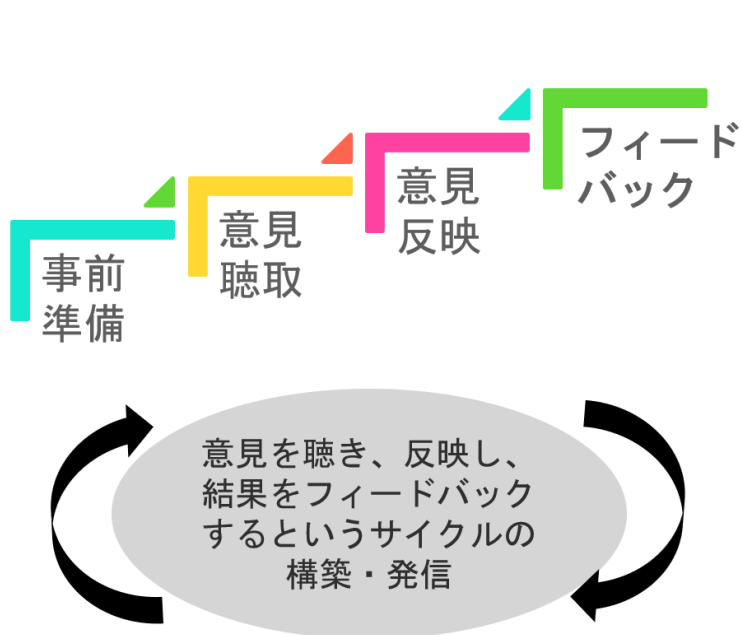
こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

こども・若者の意見の反映

正当な考慮と反映

- こどもや若者の意見は正当に考慮され、その反映は、政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階等を踏まえ、こどもの最善の利益を実現する観点から判断される。
- 反映までのプロセスをこどもや若者に分かりやすくフィードバックすることが重要。

こどもの意見の政策への反映まで（全体像）



事前準備

↳こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

意見聴取

↳様々な手法や機会を組み合わせることで聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映

↳こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正当に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック

↳意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

取組のステップとポイント

こどもの意見の政策への反映まで

意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**
テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**
大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。

結果のフィードバック

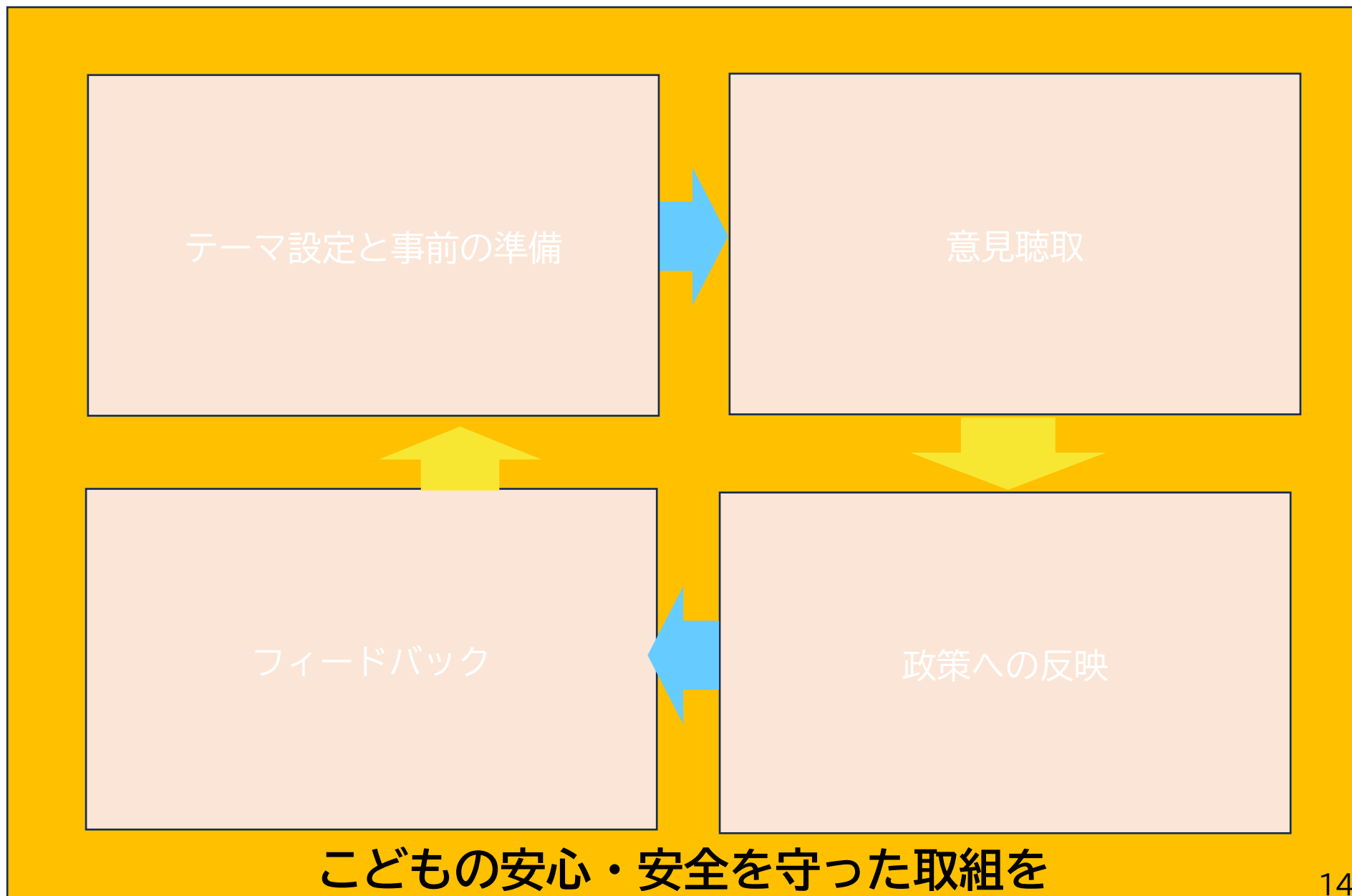
- **分かりやすいフィードバック**
意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**
意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**
意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。

意見を聴くときに

- **多様な参画機会**
公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **意見を言いやすい環境**
安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **様々な手法の選択肢**
対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **声をあげにくいこども・若者**
公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**
政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。



国の取組の紹介
～こども若者★いけんぷらす～

こども若者★いけんぷらすの概要

こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を実践・推進するため、こども家庭庁や各省庁が**こども施策を進める際に、こども・若者から意見を聴くための仕組み。**

【事業の目的・狙い】

○こども・若者にとって：

政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセス(過程)に主体的に参画する機会・場を得る

○政府にとって：

こども・若者意見を広く聴いて、制度や政策に反映し、制度や政策をより良くする

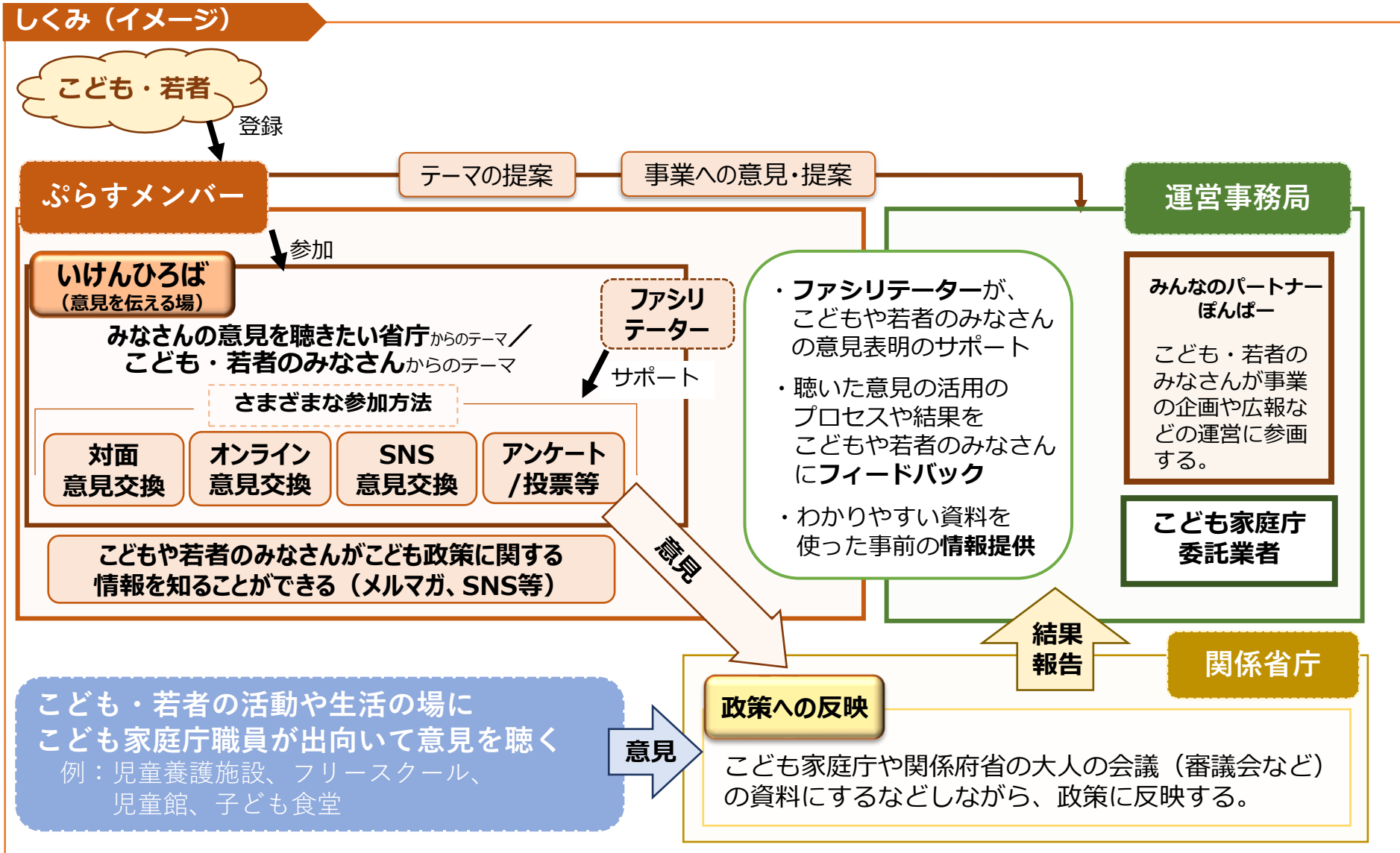
○社会全体にとって

この取組を広く発信することで、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解をひろげる

【ポイント】

- こども家庭庁において、小学校1年生から20代までのこども・若者を「ぷらすメンバー」として公募
- 対面・オンライン・チャット・アンケート等の方法を複数組み合わせて、こども家庭庁各課・各省庁がこども・若者から意見を聴取(意見聴取の場＝「いけんひろば」)
 - 聴いた意見は委託事業者が集約・分析して、こども家庭庁各課・各省庁に結果を報告
- こども・若者が事業運営に参画する機会を確保し、各府省側が聴きたいテーマだけでなく、こども・若者が意見を伝えたいテーマについても意見聴取を実施
- 聴取した意見は、こども家庭庁・各府省庁の政策等に反映。反映できない場合も、こども・若者にフィードバック
- ぷらすメンバーを対象とした意見聴取だけではなく、こども・若者の生活や活動の場に出向くなどして意見聴取

こども若者★いけんぷらすの仕組み



いけんひろば実施時の主な流れと留意点

